

諏訪地方社保協ニュース

安倍政治は子どもの貧困を拡大・深刻化！ 「なくそう！ふやすな！子どもの貧困」

子どもの貧困対策に迫る

総会特集の前号では立教大学名誉教授の浅井春夫氏の講演内容について概略を紹介しました。今号ではもう少し詳しい内容を掲載します。

浅井氏は家族と子どもの貧困の問題として、どんな出来事が身近に起きているかを事例で紹介（左囲み）。

- 夏休みで10日も休んで登校した中学生
- 虫歯20本で治療がされていない子ども
- 朝、正門が開けられるのを待っている小学生
- 教材費を立て替えている教員
- おにぎりを家から持参し、朝食を食べさせている教員
- 「ママに電話しないで…」という幼児
- 修学旅行の積立金を崩して、生活費に充てる子ども
- 卒業アルバム代を払えず、持たずに卒業する子ども

その上で「子どもの貧困を生み出す社会構造」について、現在の経済・労働政策のもとで、貧困の進行は

子どもの実生活の中に事実として現れているとして厚労省の「二〇一六年国民生活調査」の結果をもとに問題を強調しています。

そして「新自由主義とその延長線にあるアベノミクスは、子どもの貧困を拡大・深刻化させ、子どもの貧困対策で有効な手立てを打たないままに推移している：国民の生活レベルは確実に劣化している。もちろん子どもに責任があるわけではなく親の自己責任でもない」ということは明確だとしています。しかし、新自由主義が蔓延している今の日本ではワーキングプアがたくさん生まれ、普通に働いても貧困層の子どものは当然貧困になります。

子どもの貧困対策として国や行政がどのように働きかけているか。その本気度が問題であることを指摘しています。また、「子ども食堂は全国で一〇〇〇カ所を超えたと言われ、このようなボランティア活動は目の前の子どもを救うという現

実の取り組みとしては非常に重要だが、その活動は不安定で不十分、国や自治体がお金も資源も投入して取り組む責任が求められている。」と強調します。

子どもの貧困対策法

二〇一三年六月、「子どもの貧困対策法（子どもの貧困対策の推進に関する法律）」が衆参両院の全会一致で成立。この法律の成立背景は

- ① 「子どもの貧困」という用語が提起されたこと
- ② OECDで日本の子どもの貧困率の高さ、「貧困の再発見」に注目が集まったこと
- ③ 英国で二〇一〇年に「子どもの貧困法」が成立したこと
- ④ 二〇一〇年までに子どもの貧困の「撲滅」を宣言したこと
- ⑤ 子どもに関わる諸団体が法律制定への要望とソーシャルアクションが繰り返されたことなどがあげられます。

浅井氏は「しかし、

この法律は『貧困の定義がない』『貧困の根絶が明記されていない』『数値目標の設定がない』など問題は多々あり、随時見直しが必要で、表一のようにイギリスの子どもの貧困根絶法は『相対的低所得の元で暮らす子どもを一〇%未満に』など数値目標をはっきりさせて着実に成果をあげています。国の責務と自治体の責務を明確にさせることも重要です。

（表一）子どもの貧困法―日英の比較

比較項目	イギリス子どもの貧困根絶法	日本子どもの貧困対策法
成立年月日	2010年3月25日	2010年3月25日
国の責務	子どもの貧困根絶戦略の策定	子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する
達成目標	相対的低所得（等価純世帯所得が中央値の60%未満）のもとで暮らす子どもを10%未満に ※ 数値目標の設定	「子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策」
担当委員会の設置	国務大臣のもとに「子どもの貧困委員会」の設置	内閣府に「子どもの貧困対策会議」
基本的な施策	根絶戦略の策定・実施・報告 地方自治体や諸団体の義務を明記、貧困のニーズ調査	都道府県子どもの貧困対策計画 子どもの教育・生活の支援、保護者の就労支援、調査研究
自治体の責務	地域の戦略の結合、削減のための協同、ニーズ調査	当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務
法律・取り組みの評価	子どもの貧困根絶に関する具体的な方策は明確ではない	大綱でどのように規定されるかにかかっているが、数値目標は示されず

またフィンランドでは所得再分配によって子どもの貧困率を一五・八%から四・二%に減少させている。日本の再分配は非常に粗末です。」と指摘します。

これよの『子どもの貧困』解決への道』より抜粋して掲載

状況を変えるための実践と課題

政府・自治体の本気度を問う五つの課題

「貧困な政策」では子どもの貧困は改善しないことは子どもの貧困率が悪化していることを見ても明らかです。この問題への本気度を問う課題は左表の通りです。

- ① 貧困の実態を明らかにするための本格的な調査を実施するかどうか
- ② 今具体化できる人生初めの乳幼児期貧困対策を検討するかどうか
- ③ 貧困改善のための期限を区切った数値・改善目標の設定をするかどうか
- ④ 本格的に政策形成をすすめるための必要な財政投入をするかどうか
- ⑤ ①～④を本気ですすめる担当部局の設置一会議や審議会だけでなく、予算と権限をもった行政部局の開設をすすめるかどうか

子どもの貧困と食生活の権利

子どもの貧困は、子どもたちの衣食住という基礎的生活基盤の液化化現象を生じさせることとなっています。



【図II】

【図II】のように子育て世帯の低所得は子どもたちが貧困生活を体験することになり、その実体験は食生活の貧困という形で現れ、それが教育機会の剥奪と連動し、子ども期の階層化が鮮明になっていきます。進学機会の不利は就職機会の不利へと連動し、その結果は低収入・低労働条件での就職となり、家族を形成すれば低所得世帯へと再流入する構造となっています。

公的保障で

具体化すべき食の保障

子どもの貧困対策には「四つの処方箋」があります。子どもが腹を空かせて困っている状況は行政責任で解決されるべき課題です。子ども食堂は民間・市民活動による現物給付の一つですが、食の保障は学校での福祉課題でもあります。わが国では「早寝・早起き・朝ごはん」推進運動が学校・PTAの取り組みとしてありますが、その具体化を家族責任に帰するだけではすすまないのが現状です。学校現場では教員の自己努力によって、朝食をとらずに登校する子どもに、おにぎりなどを食べさせている現実があります。

諸外国では貧困対策としての朝食サービスの実施に関して、イギリスでは「朝食クラブ」のある小学校46%、中学校62%（二〇〇七年）、アメリカでは70%の小中学校（二〇一〇年）で実施しています。すべての子どもがとるのではなく、必要な子どもが登録制で食べられるようにしていけばよいのです。

自治体も出てきています。子どもたちを見捨てない社会であることを具体的なとりくみ（子ども食堂、学習支援塾、居場所づくり、フードバンクの利用などとともに学校教員の丁寧な指導・援助、スクーリングによる支援、さらに就学援助制度の積極的利用、児童・民生委員による支援、保護者への援助など）を通して伝えていきたいものです。



浅井春夫氏の著書「自治体研究所」



※左囲みは都道府県主導では全国初の試みとして新聞などで紹介されていたものです。

県事業では全国初めて
広島県廿日市市立阿品台東小学校で11月14日、食品メーカーなどから譲り受けた食材で、児童に無料の朝食を提供する取り組みが始まった。朝食をとる生活習慣を身につけるための県の新事業で、毎週水曜の授業前に振る舞う。パンやシリアルなど調理不要な朝食を地域のボランティアが週1回用意する。